

千葉県 I C T 利活用戦略 進捗管理方針（素案）

1 趣 旨

千葉県 I C T 利活用戦略（以下「戦略」という。）を着実に推進するとともに、適宜戦略を更新し、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、戦略の進捗状況の適切な管理に関し必要な事項を定める。

2 進捗管理の対象

進捗管理の対象とするのは、「第 3 章 目指す姿の実現に向けた取組」「3 実現に向けた県の取組」に示した以下の取組とする。

- (1) 波及効果の高いプロジェクト
- (2) 個別施策
- (3) 推進を支える土台づくりに係る取組

3 進捗管理の手順

戦略の進捗は、「第 4 章 推進体制及び進捗管理」「2 進捗管理」に示す以下のプロセスにより管理することとする。

- (1) 戦略の進捗状況の確認・取りまとめ
 - ・千葉県 I C T 利活用推進委員会において、毎年、戦略に掲げた取組の進捗状況を確認し、取りまとめを行う。
 - ・進捗状況を適切に把握するため、原則として取組毎に数値目標を設定することとし、その達成見込みについても確認することとする。
- (2) 有識者・実践者からの助言の聴取
 - ・設定した数値目標や取組の進捗状況等は、千葉県 I C T アドバイザリー会議に報告し、委員から更なる進展に向けた助言を聴取する。
- (3) 様々な関係者との意見交換
 - ・戦略の進捗状況は県内市町村や千葉県地域 IT 化推進協議会会員とも共有し、推進に係る課題やその解決に向けた対応等について、意見交換等を行うこととする。
- (4) 戦略の更新とプレーヤーへのフィードバック
 - ・上記(1)～(3)の検討結果については、県民等に公表するとともに、各取組の関係部署やプレーヤーへ随時フィードバックすることで、更なる取組の推進を促す。
 - ・戦略の進捗状況及び直近の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて本戦略に示す取組を更新する。

4 千葉県 I C T アドバイザリー会議の設置

取組の更なる進展に向けて、有識者・実践者等により構成される千葉県 I C T アドバイザリー会議を置き、専門的・技術的な知見と豊富な実践経験を踏まえた助言を聴くものとする。

なお、上記アドバイザリー会議は、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関には当たらない。